代理申請について

<table>
<tr><td>代理申請できる手続きの種類</td><td colspan="2">・運転免許の自主返納（申請による運転免許の取消し）
・運転経歴証明書交付申請（自主返納と同時に申請できます）
・運転経歴証明書記載事項変更届出</td></tr>
<tr><td>代理申請できる条件（申請者）</td><td colspan="2">・　申請者が、窓口に来所することが困難で、家族等が本人に代わって来所できる場合に限ります。
・　申請者が「委任状兼確認書」を作成できる場合に限ります。
※委任及び免許返納の意思を書面により確認するためです。</td></tr>
<tr><td rowspan="4">代理人の範囲と確認書類等
（申請者の運転免許証と右の確認書類を持参してください。）</td><td>３親等以内の親族</td><td>同居の場合は、本人確認書類等
別居の場合は、戸籍謄本等関係を示す書類</td></tr>
<tr><td>介護施設等の職員</td><td>申請者が入居していることの証明書類及び介護施設等の職員であることの証明書類</td></tr>
<tr><td>その他の場合</td><td>個別に相談させていただきます。</td></tr>
<tr><td colspan="2">・すべての代理人の方に本人確認書類を提示していただきます。
本人確認書類：運転免許証、健康保険証（住所が印刷されているもの）、住民票など
・代理人の方に「誓約書」を作成していただきます。（一部を除く）</td></tr>
</table>

「委任状兼確認書」、「誓約書」は、ＨＰからダウンロードしていただくか、運転者教育センター又は警察署交通課の窓口でお受け取りください。

※　申請に必要なものは、運転免許の自主返納手続き、運転経歴証明書の申請手続きを併せてご覧ください。